

申請希望者は  
問い合わせを

## 日常生活用具の給付品目を追加



市では、在宅生活をしている障がい児と障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう日常生活用具の給付を行っています。

今年度から、新たに2品目を追加しました。

▼追加品目の給付対象 障害者手帳の交付を受けている人または難病患者等で、原則として①または②の要件を満たす在宅の人

①呼吸器機能障害3級以上もしくは同程度の身体障がい者（学齢児以上）／②障がいの原因となった疾病により人工呼吸器、電気式たん吸引器等を使用している人

▼追加品目

### ◎正弦波インバーター発電機

ガソリンまたはガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介護者が容易に使用し得

るもの（基準額 11 万円）

### ◎ポータブル電源（蓄電池）

蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介護者が容易に使用し得るもの（基準額 6 万 7,200 円）

※基準額を超える分は、自己負担となります。

▼申請方法 事前に障がい福祉課に問い合わせの上、意見書（主治医が記載したもの／様式は各申請先で配布）、見積書、障害者手帳を持参し、障がい福祉課、岩木総合支所民生課、相馬総合支所民生課のいずれかへ申請してください。

その他の給付品目や対象などの詳細は、市ホームページで確認するかお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先 障がい福祉課障がい者医療・給付係（市役所1階、☎40-7036）

昨年度の状況を  
報告します

## 市の情報公開・個人情報保護制度

### 情報公開制度

市民の皆さんの市政についての知る権利を尊重し、的確な理解を深めるため、「弘前市情報公開条例」で市が保有する公文書の開示を請求する権利を定めています。令和5年度の公文書開示請求などの状況は右表のとおりでした。

### ○公文書開示請求の件数・決定などの状況

区分	件数	決定などの状況（件）			
		開示	部分開示	不開示（うち不存在）	請求取り下げ・却下
開示請求	234	184	32	12（11）	6
開示申出	0	0	0	0（0）	0
計	234	184	32	12（11）	6

### 個人情報保護制度

市が保有する個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」および「弘前市個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき保護制度を運用しております。令和5年度の運用状況は右表のとおりでした。

### ○保有個人情報開示請求の件数・決定などの状況

区分	件数	決定などの状況（件）			
		開示	部分開示	不開示（うち不存在）	請求取り下げ・却下
開示請求	40	22	10	7（4）	1

●訂正および利用停止請求はありませんでした。

### 不服申し立て

情報公開制度や個人情報保護制度を活用して請求した公文書の開示や、個人情報の開示・訂正・利用停止が認められず、その決定に不

服のあるときは、その決定を知った日の翌日から起算して3カ月以内に審査請求をすることができます。

令和5年度の不服申し立ては2件ありました。

■問い合わせ先 法務文書課（☎40-0205）

減額申告と  
取り壊しの届け出

## 資産税課からのお知らせ（固定資産税）

### 既存住宅の改修に伴う固定資産税の減額の申告

既存住宅を耐震やバリアフリー、省エネのために改修する場合、一定の要件を満たすと、申告により固定資産税が減額されます。減額措置を受けるためには、改修後3カ月以内に申告が必要です。

申告書は市ホームページに掲載しているほか、資産税課でも配布しています。申告書に添付する書類など、詳しくはお問い合わせください。

### ◎耐震改修工事をした住宅

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、令和8年3月31日までに耐震改修工事（工事費50万円超）をした場合、翌年度の固定資産税が住宅部分120㎡分までを限度に2分の1減額されます。また、改修する住宅が「通行障害既存耐震不適格建築物（青森県地域防災計画で位置付けられた緊急輸送道路に敷地が接する建物のうち、地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げる建築物）」に該当する場合、2カ年度分、2分の1減額されます。

### ◎バリアフリー改修工事をした住宅

新築から10年以上経過し、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅（貸家部分を除く）で、令和8年3月31日までにバリアフリー改修工事（自己負担工事費50万円超）をした場合、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が100㎡分までを限度に3分の1減額されます。

▼要件 次のいずれかの人が居住している住宅

①65歳以上の人／②要介護認定または要支援認定を受けている人／③身体障害者手帳または療育手帳などの交付を受けている人

▼対象工事 廊下の拡幅／階段のこう配の緩和／

浴室の改良／便所の改良／手すりの取り付け／床の段差の解消／引き戸への取り替え／床表面の滑り止め

### ◎省エネ改修工事をした住宅

平成26年4月1日に存在し、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅（貸家部分を除く）で、令和8年3月31日までに省エネ改修工事（自己負担工事費60万円超（◆））をした場合、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が120㎡分までを限度に3分の1減額されます。

▼対象工事 窓の改修（必須）／床の断熱改修／天井の断熱改修／壁の断熱改修（外気などと接するものの工事に限る）

◆…工事費が50万円超60万円以下であっても、太陽光発電装置、高効率空調機または高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置工事費を含めて60万円超の場合は該当します。

### 建物取り壊しの届け出は速やかに

毎年1月1日現在で存在している建物には、固定資産税が課税されます。

市では建物の現況把握に努めていますが、特に未登記の建物の取り壊しについては届け出がないと把握できず、課税される場合がありますので、速やかに届け出をしてください。

なお、登記建物の取り壊しは、法務局へ滅失登記の手続きが必要です。また、火事や自然災害によって住宅を取り壊した場合、土地の固定資産税に住宅用地の特例措置が引き続き適用になることがありますので、お問い合わせください。

■問い合わせ・提出先 資産税課家屋係（市役所2階、☎40-7029）

# COOLBIZ

実施期間

6月1日～9月30日

■問い合わせ先 環境課  
（☎36-0677）

環境省は、2050年カーボンニュートラルおよび2030年度における温室効果ガスの削減目標を達成するため、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動、「デコ活（二酸化炭素〈CO2〉を減らす〈DE〉脱炭素〈Decarbonization〉と、環境に良いエコ〈Eco〉を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせたもの）」を推進しています。

市では、「デコ活」の一環として室温の適正化と温度に適した軽装（クールビズ）を実施します。期間中は、室温を28℃（目安）としますので、市の施設へは軽装での来所にご協力をお願いします。

熱中症予防も踏まえ、冷房時の外気温、体調等を考慮しながら、無理のない範囲で、冷やしすぎない室温管理の取り組みをお願いします。